

第 7 期 障 害 福 祉 計 画 第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

成果目標における
令和 5 年度末の実施状況報告

令和 6 年 9 月

第6章 成果目標と活動指標

1 本章の内容と目的

本章は、国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」に即して、計画期間中における施策の成果目標や障害福祉サービス等の見込量などを定め、当市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和4年度末時点	令和5年度	目標値 (令和8年度末)
地域生活移行者数※	3人 (令和3年度と令和4年度の 移行者数の合計)	4人 (令和3年度から令和5年度の 移行者数の合計)	13人 (令和6年度から 令和8年度までの合計人数)
施設入所者数	209人	210人	212人

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における地域生活移行者数は、令和4年度の施設入所者数の6%以上である13人として設定します。
- ・一方で、障害の程度や介護者の高齢化により施設入所のニーズは依然高く、施設入所の待機者は令和5年8月末時点で52人であり、入所者数を減少させることは実態として難しいため、施設入所者数の目標値は令和5年8月末時点と同数とします。

※施設入所からグループホーム等に移行した者の数

(2) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することとします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度末時点	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度末)
地域生活支援拠点の数	1 か所 (面的整備)	1 か所 (面的整備)	1 か所 (面的整備)
コーディネーターの 配置人数	4 人	4 人	4 人以上
年 1 回以上の運用状況 の検証・検討	実施	実施	実施

▼目標値の考え方

- ・当市は複数の事業所が連携して地域生活支援拠点の機能を担う「面的整備」を進めており、拠点登録している相談支援事業所にコーディネーターが配置されているので、令和 8 年度末時点においても同等以上の体制が確保されていることを目標とします。
- ・また、引き続き、上越市自立支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討することとします。

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度末時点	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度末)
強度行動障害を有する 者への支援体制の有無	無	有	有

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度末までに強度行動障害など重い障害のある人の緊急事態をあらかじめ想定し、緊急時には障害福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制を整えます。また、緊急時の支援だけでなく、住まいの場や日中活動の提供なども含め、サービス提供のスキルアップを進めるよう研修やコンサルティングを実施できる環境を整えます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

《国の基本指針》

- ・就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者を令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とします。
- ・就労移行支援事業を通じた移行者数を 1.31 倍以上とすることを基本とします。
- ・就労継続支援 A 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.28 倍以上とすることを目指します。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 3 年度実績値	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度中)
福祉施設から一般就労への移行者数	36 人	42 人	47 人
就労移行支援事業所からの移行者数	26 人	30 人	35 人
就労継続支援 A 型事業所からの移行者数	4 人	1 人	6 人
就労継続支援 B 型事業所からの移行者数	3 人	12 人	4 人
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえ、令和 3 年度の各実績に指針の増加率を乗じた数値を目標に設定します。			

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

《国の基本指針》

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度実績値	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度中)
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 5 割以上の事業所の割合	41.7%	50%	50%
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。			

③就労定着支援事業の利用者数

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 3 年度実績値	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度中)
就労定着支援事業の利用者数	18 人	34 人	26 人
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえ、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上である 26 人で設定します。			

④就労定着率※が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度実績値	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度中)
就労定着率 7 割以上の事業所の割合	12.5%	12.5%	25%
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。			

※過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

①障害児支援の提供体制

《国の基本指針》

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。
- ・次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。
 - (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - (3) 地域のインクルージョン機能
 - (4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ・なお、地域の実情により児童発達支援センター未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ・保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和4年度末	令和5年度	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	無 (ただし、こども発達支援センターが地域の中核的な支援機能を有している。)	無 (地域の中核的な支援機能の充実に向け、現行システムの課題等を整理している。)	無 (ただし、障害福祉の主管課と地域の中核的な支援機能を有するこども発達支援センターにおいて、重層的な支援体制の整備を進める。)
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	3か所	3か所

▼目標値の考え方

- ・福祉課とこども発達支援センターにおいて、重層的な支援体制の整備を進めるとともに、保育所等訪問支援等を活用しながら障害のある児童の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、運営事業者と連携をしながら、引き続き、受入体制を確保します。

②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度末時点	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度末)
医療的ケア児支援のための協議会の場	有	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2 人	2 人	2 人
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえ、引き続き医療的ケア児支援のための協議会の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。			

(5) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。
- ・また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度末時点	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度末)
基幹相談支援センターの設置	1 か所	1 か所	1 か所
地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無	有	有	有
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえ、市直営による基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援拠点として総合的な相談業務や地域の相談支援体制の強化などに取り組みます。 ・自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。			

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】 令和 4 年度末時点	令和 5 年度	目標値 (令和 8 年度末)
障害福祉サービス等の 質を向上させるための 取組を実施する体制の 有無	有	有	有
▼目標値の考え方			
・国の基本指針を踏まえ、引き続き各法人等が連携した研修の実施や多職種連携による支援体制の強化に向けた取組を実施します。			